

会 議 録

(5-1)

会議の名称		令和3年度 第2回 春日部市建築審査会	
開催日時		令和3年7月15日(木)	開 会 午前9時30分
			閉 会 午前11時00分
開催場所		春日部市役所 本庁舎2階 全員協議会室	
議長(会長等)氏名		大里 定則	
出席者	委員氏名	(出席人数: 4人)	
		大里定則 田中大郎 岩岡竜夫 島津有紀子	
	特定行政庁	(出席人数: 4人)	
		都市整備部参事兼建築課長: 内藤晋吾 建築課 建築指導担当 主幹: 原正義 主査: 二瓶健一 主査: 古谷和大	
	事務局	(出席人数: 2人)	
		建築課 建築総務担当 主幹: 村田彰 主査: 倉谷正敏	
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		議題 『建築の許可について(同意)』 道路内の建築制限(建築基準法第44条第1項第二号)	
配布資料		<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 資料1~9 ・ 建築基準法 抜粋資料 	
会議録の作製方法		<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録	
会議録署名の指定		春日部市建築審査会運営要領第4条の規定により、会議録は、議長が指名した2人の委員が署名するものとする。	

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
事務局	<p><u>1. 開会</u> 令和3年度第2回春日部市建築審査会の開催宣言。</p>
事務局	<p><u>2. 資料確認</u> 会議資料の確認。</p>
事務局	<p><u>3. 建築審査会成立の報告</u> 委員総数5名中4名の出席で、春日部市建築審査会条例第5条第2項の規定による要件を満たしているので、本日の会議の成立を報告いたします。</p>
事務局	<p><u>4. 議長選出</u> 春日部市建築審査会条例第5条第1項の規定により、会議の議長は会長となります。</p>
議 長	<p><u>5. 議事録署名人の選出</u> 議事録署名人に岩岡委員と島津委員を指名いたします。</p>
議 長	<p><u>6. 会議の公開について</u> 本審査会の会議について、原則公開での審議となっております。審議事項及び会議録は公開としてよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>・・・異議なしの声・・・</p>
議 長	<p>本審査会は附属機関の会議の公開に関する要綱第3条の規定により、公開といたします。</p> <p>本日の傍聴人の状況について事務局から報告を願います。</p>
事務局	<p>本日の傍聴人は0名となっております。</p>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議 長	<p><u>7. 建築基準法第44条第1項第二号の規定に基づく建築許可について</u> (路線バス停留所、タクシー乗降場、歩行者通路上屋の建築許可)</p> <p>特定行政庁より説明を求めます。</p>
特定行政庁	<p>～許可取扱方針の資料に基づき内容説明～</p>
田中委員	<p>・ <u>説明資料の敷地の位置、どこまでが一部なのかが分かりません。</u></p>
特定行政庁	<p>敷地の位置に配置図、平面図、を用いて説明。</p>
田中委員	<p>・ <u>当該地の敷地について、A社管理区域に入っていますが、A社の了解、同意、支障なし、それらについて分かりません。</u></p>
特定行政庁	<p>敷地の位置について、公図、図面にて説明。</p> <p>A社とは、駅舎敷地の一部を上屋の敷地として使うこと。許可に係る、上屋の柱から、有効2.0mの範囲について、通行に支障が生じるような工作物等設置しないことについて、同意をしております。</p>
田中委員	<p>・ <u>図面番号3(配置図)の青線が現在、法42条第1項第四号道路のエリアとの記載がありますが、図形としてとじられていない為、どこまでがその道路なのかが分かりません。</u></p>
特定行政庁	<p>道路の法42条第1項第四号の指定について、配置図にて指定の範囲を説明。</p>
田中委員	<p>・ <u>法42条第1項第四号道路の指定が令和3年6月21日No.2となつていますが、指定する以前は建築基準法の法的の位置づけはどうなっていましたか。</u></p>
特定行政庁	<p>指定前の道路状況は駅前広場予定地を除いた部分は道路の区域としては、入っていましたが、駅前広場予定地を含め、最終的な区域を明確にするために法42条第1項第四号として、指定をしています。</p>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
田中委員	<p>・ <u>図面番号5（立面図）東側立面図の最低天井高さ 2521mm 最高高さ 2936mm とありますが、南側立面図、柱の位置を見ると、数字が食い違っています。東側立面図の寸法は一体どこの寸法なのかが分かりません。</u></p>
特定行政庁	<p>図面番号5、東側立面図の寸法は南側立面図と一致しています。2936mm に関しては、柱の上に記載があり、上段が柱天端の高さ、下段が天井の高さとなっています。図の右側に、小梁が出ているところについて、2936mm という数値があり、この数値を表記しています。</p>
田中委員	<p>・ <u>図面番号6、断面詳細図の上のA-A‘断面図、屋根高さ 2547mm と書き込まれています。その下のB-B‘断面図については 2563mm と書かれています。数字が食い違っていますが、どのことを表示しているのですか。</u></p>
特定行政庁	<p>A-A‘断面図の 2547mm の天井高さについては、A-A‘断面図の切っているところは平面図に記載しています。その部分について、南側立面図に、真ん中の柱の上段に 2962mm、下段が 2547mm となっています。切っているところは同じなので、整合しています。</p> <p>B-B‘断面図に関しても南側立面図に、右側の柱の上段に最高高さ 2978mm と下段に天井高さ 5463mm が書いてあり、それと一致しています。</p>
岩岡委員	<p>・ <u>最高高さが、3.0m未満となっているのは、何か理由があるのでしょうか。</u></p>
特定行政庁	<p>特に理由はありません。</p>
岩岡委員	<p>・ <u>図面上に ATM との記載があるが、公益上必要な建築物でないと思うが、事実的にはどういう扱いになっていますか。</u></p>
特定行政庁	<p>公益上必要な建築物ではなく、一般的な建築物として扱われるものです。そのため、道路内に置きたいと言われても、許可が下りないということになります。</p>

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
岩岡委員	<p>・ <u>図面上、駐輪場の記載があるが、残るものなのでしょうか。</u></p>
特定行政庁	<p>駐輪場は残ります。上屋設置後も、通行上必要な2.0mを確保しています。</p>
岩岡委員	<p>・ <u>東口駅前のバス停についてどうなっていくのですか。</u></p>
特定行政庁	<p>今後、春日部市のコミュニティバスが通るようになる為、整備する場所を奥の方まで広げたということになっています。</p>
会 長	<p>・ <u>現況図にバスの記載が全くありません。現状どうなっていますか。</u></p>
特定行政庁	<p>写真にて説明。</p>
議 長	<p>他にご質問等がありますか。</p>
	<p><u>8. 裁 決</u> これより裁決を行います。特定行政庁が本件を許可することに対して、同意に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>各委員の挙手</p>
議 長	<p>賛成、全員になります。 賛成が出席委員の過半数を超え、本件を特定行政庁が許可することに対して同意することといたします。</p> <p>事務手続きとし、議案の結果を特定行政庁に通知をいたします。</p> <p>審査会の議事については以上になります。</p>
事務局	<p><u>11. 閉会</u> 本日の議事が終了し、令和3年度第2回春日部市建築審査会の閉会を宣言。</p>